

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
総務大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第4項	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第5項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第7項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第11項	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第13項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第15項	児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特別障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特別障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第20項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第28項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第37項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第39項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第42項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第48項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第49項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第53項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第57項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第58項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第59項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第63項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
国家公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第65項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
国家公務員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第66項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第69項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第73項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第75項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第76項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第81項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第83項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第84項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第86項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第87項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第88項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第89項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第90項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第91項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第92項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第96項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第98項	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第106項	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
市長村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第108項	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第115項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第124項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第125項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第129項	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第130項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第132項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第137項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第138項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
独立行政法人農業者年金基金	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第140項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第141項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第142項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第144項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
総務大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第147項	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第151項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第152項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
市長村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第155項	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第156項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第158項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第160項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第161項	昭和二十九年社発第三八八二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	昭和二十九年社発第三八八二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
地域優良賃貸住宅制度要綱第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第163項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第164項	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第165項	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第166項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
文部科学大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第167項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第168項	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第169項	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第170項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
文部科学大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第171項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第172項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第173項	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	10万人以上 100万人未満	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	情報照会者から情報提供ネットワークシステムを通じて「利用特定個人情報の提供の求め」がある都度

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
保険年金課	番号法第9条第1項および別表第2、44、46、81、85、100、116、128項 彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例	・健康保険法(大正11年法律第70号)による保険給付の支給、保健事業もしくは福祉事業の実施または保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付もしくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可または加入員の資格の取得および喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの ・児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収または同法第125条第1項の高齢者保健事業もしくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報に代えて、自市の個人住民税に関する総所得金額情報、合計所得金額情報、繰越控除額情報、扶養控除情報等	10万人以上 100万人未満	賦課期日(1月1日)時点における以下の者 ・当市に住民登録がある者及びその被扶養者 ・当市に住民登録は無いが居住実態を有する者及びその被扶養者 ・当市に住民登録は無いが事業所又は家屋敷を有する者	庁内データ連携機能	他部署から番号法第9条第1項に基づき、特定個人情報の移転の求め(アクセス要求)がある都度
社会福祉課	番号法第9条第1項および別表第23、135項 彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例	・生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定および実施、就労自立給付金もしくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報に代えて、自市の個人住民税に関する総所得金額情報、合計所得金額情報、繰越控除額情報、扶養控除情報等	10万人以上 100万人未満	賦課期日(1月1日)時点における以下の者 ・当市に住民登録がある者及びその被扶養者 ・当市に住民登録は無いが居住実態を有する者及びその被扶養者 ・当市に住民登録は無いが事業所又は家屋敷を有する者	庁内データ連携機能	他部署から番号法第9条第1項に基づき、特定個人情報の移転の求め(アクセス要求)がある都度
高齢福祉推進課	番号法第9条第1項および別表第100項 彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例	・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報に代えて、自市の個人住民税に関する総所得金額情報、合計所得金額情報、繰越控除額情報、扶養控除情報等	10万人以上 100万人未満	賦課期日(1月1日)時点における以下の者 ・当市に住民登録がある者及びその被扶養者 ・当市に住民登録は無いが居住実態を有する者及びその被扶養者 ・当市に住民登録は無いが事業所又は家屋敷を有する者	庁内データ連携機能	他部署から番号法第9条第1項に基づき、特定個人情報の移転の求め(アクセス要求)がある都度
障害福祉課	番号法第9条第1項および別表第9、20、21、22、51、66、117項 彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例	・児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費もしくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施もしくは措置または費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの ・身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求または精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの ・知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報に代えて、自市の個人住民税に関する総所得金額情報、合計所得金額情報、繰越控除額情報、扶養控除情報等	10万人以上 100万人未満	賦課期日(1月1日)時点における以下の者 ・当市に住民登録がある者及びその被扶養者 ・当市に住民登録は無いが居住実態を有する者及びその被扶養者 ・当市に住民登録は無いが事業所又は家屋敷を有する者	庁内データ連携機能	他部署から番号法第9条第1項に基づき、特定個人情報の移転の求め(アクセス要求)がある都度

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
幼児課	番号法第9条第1項および別表第9、127項 彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例	・児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費もしくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施もしくは措置または費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付もしくは子育てのための施設等利用給付の支給または地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報に代えて、自市の個人住民税に関する総所得金額情報、合計所得金額情報、繰越控除額情報、扶養控除情報等	10万人以上 100万人未満	賦課期日(1月1日)時点における以下の者 ・当市に住民登録がある者及びその被扶養者 ・当市に住民登録は無いが居住実態を有する者及びその被扶養者 ・当市に住民登録は無いが事業所又は家屋敷を有する者	庁内データ連携機能	他部署から番号法第9条第1項に基づき、特定個人情報の移転の求め(アクセス要求)がある都度
こども若者支援課	番号法第9条第1項および別表第56項 彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例	・児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報に代えて、自市の個人住民税に関する総所得金額情報、合計所得金額情報、繰越控除額情報、扶養控除情報等	10万人以上 100万人未満	賦課期日(1月1日)時点における以下の者 ・当市に住民登録がある者及びその被扶養者 ・当市に住民登録は無いが居住実態を有する者及びその被扶養者 ・当市に住民登録は無いが事業所又は家屋敷を有する者	庁内データ連携機能	他部署から番号法第9条第1項に基づき、特定個人情報の移転の求め(アクセス要求)がある都度
健康推進課	番号法第9条第1項および別表第14、70、111、126項 彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例	・予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給または実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・母子保健法(昭和40年法律第141号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、費用医療の給付もしくはは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収またはこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報に代えて、自市の個人住民税に関する総所得金額情報、合計所得金額情報、繰越控除額情報、扶養控除情報等	10万人以上 100万人未満	賦課期日(1月1日)時点における以下の者 ・当市に住民登録がある者及びその被扶養者 ・当市に住民登録は無いが居住実態を有する者及びその被扶養者 ・当市に住民登録は無いが事業所又は家屋敷を有する者	庁内データ連携機能	他部署から番号法第9条第1項に基づき、特定個人情報の移転の求め(アクセス要求)がある都度
母子保健課	番号法第9条第1項および別表第14、70、111、126、127項 彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例	・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給または実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付もしくはは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収またはこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付もしくは子育てのための施設等利用給付の支給または地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報に代えて、自市の個人住民税に関する総所得金額情報、合計所得金額情報、繰越控除額情報、扶養控除情報等	10万人以上 100万人未満	賦課期日(1月1日)時点における以下の者 ・当市に住民登録がある者及びその被扶養者 ・当市に住民登録は無いが居住実態を有する者及びその被扶養者 ・当市に住民登録は無いが事業所又は家屋敷を有する者	庁内データ連携機能	他部署から番号法第9条第1項に基づき、特定個人情報の移転の求め(アクセス要求)がある都度
住宅課	番号法第9条第1項および別表第27、52項 彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例	・公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの ・住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。)の管理もしくは家賃もしくはは敷金の決定もしくは変更または収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報に代えて、自市の個人住民税に関する総所得金額情報、合計所得金額情報、繰越控除額情報、扶養控除情報等	10万人以上 100万人未満	賦課期日(1月1日)時点における以下の者 ・当市に住民登録がある者及びその被扶養者 ・当市に住民登録は無いが居住実態を有する者及びその被扶養者 ・当市に住民登録は無いが事業所又は家屋敷を有する者	庁内データ連携機能	他部署から番号法第9条第1項に基づき、特定個人情報の移転の求め(アクセス要求)がある都度
臨時特別給付金室	番号法第9条第1項および別表第135項 彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報に代えて、自市の個人住民税に関する総所得金額情報、合計所得金額情報、繰越控除額情報、扶養控除情報等	10万人以上 100万人未満	賦課期日(1月1日)時点における以下の者 ・当市に住民登録がある者及びその被扶養者 ・当市に住民登録は無いが居住実態を有する者及びその被扶養者 ・当市に住民登録は無いが事業所又は家屋敷を有する者	庁内データ連携機能	他部署から番号法第9条第1項に基づき、特定個人情報の移転の求め(アクセス要求)がある都度